

令和 7 年（2025年） 5 月

総務委員協議会資料

総合政策部 行革推進課

案件

行財政改革プラン2024における令和 7 年度の主な予定について

1. 政策等の背景・目的及び効果

現在、行財政改革プラン2024に掲載している改革課題については、それぞれ取組目標に沿って検討等を進めており、毎年度 3 月末に当該年度の取組実績・効果額（見込み）を、また、次年度の 9 月頃に改めて、確定した取組実績等を公表しています。

令和 6 年度（2024年度）取組実績については先般、3 月末に公表していますが、昨今の社会経済情勢や環境変化を踏まえて本年度実施予定の改革課題のうち、市民生活に関わりのある主な取り組みについて報告するものです。

なお、これら取組結果については、今後調整を行ったのち、各委員協議会で報告する予定です。

また、現在、全庁的な事務事業の見直しを進めており、その進捗結果についても調整後、委員協議会等で報告するとともに、新たな改革課題として掲載します。

2. 内容

(1) 使用料・手数料の点検及び見直しについて（基本方針2 No.2）

本市では、受益者負担の適正化の観点から「使用料・手数料に関する設定基準」に基づき、令和元年度（2019年度）に各施設の使用料と、手数料の見直しを実施しました。今般、その後生じた社会経済情勢や施設・事務を取り巻く環境変化を踏まえた受益と負担の公平性の確保を図るため、使用料・手数料の一斉点検を実施し、必要に応じた見直しに取り組むものです。

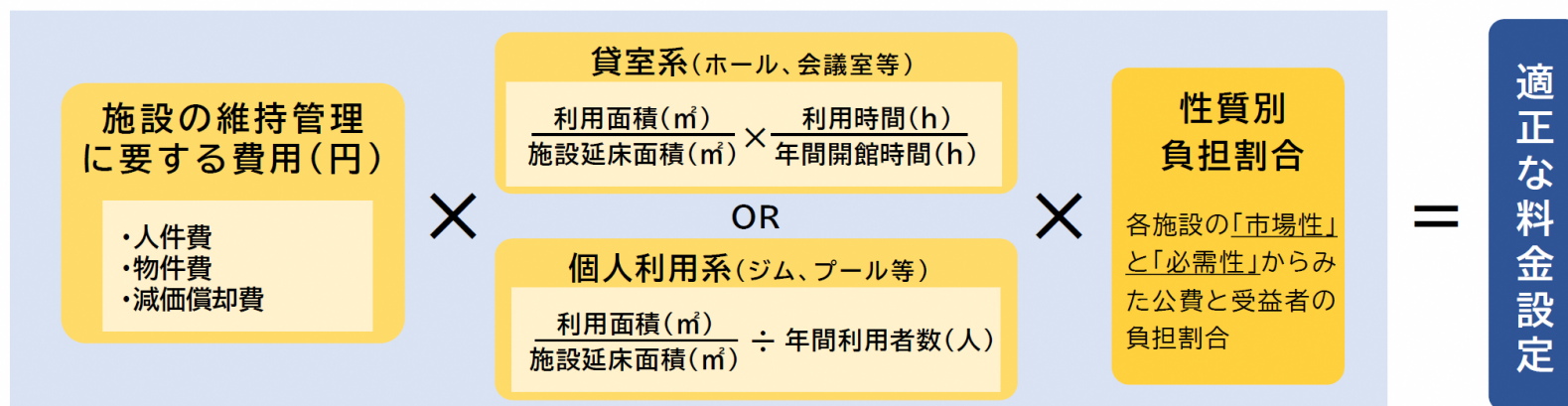
検討対象等

検討の対象は、地方自治法第225条(使用料の徴収)に基づき徴収する公の施設の使用料及び、同法第227条(手数料の徴収)に基づき徴収する手数料としますが、法律の定めにより使用料を徴収できないもの、算定方法や受益者負担の基準が政令で定められているもの等は対象外とします。

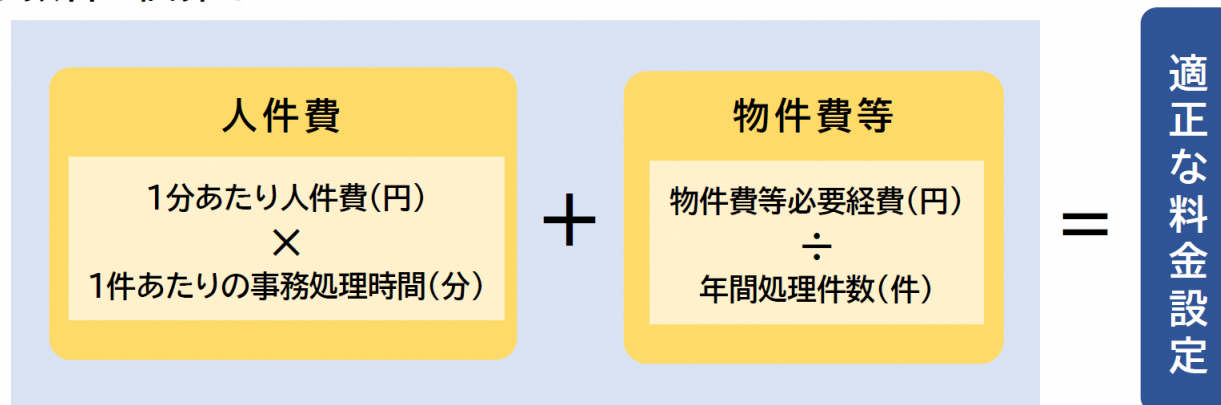
また、使用料の算出にあたっては、対象施設の維持管理に要する経費を基本とし、1室あたり、または、1人あたりの単価を算出のうえ、公の施設の性質別に、公費と受益者との負担割合を勘案し算定します。また、手数料についても、当該事務に係る費用を基本とし、1件当たりの事務処理時間による人件費と物件費等の必要経費を合算して算出します(次ページ参照)。

なお、改定にあたっては、改定前の使用料・手数料に比べ大幅な増額が生じる場合や、周辺自治体や民間事業者等の類似施設の使用料や類似の手数料と比べ均衡を欠く場合、その他、各施設や手数料事務の特性や現状等を踏まえ、調整を行うものとします。

使用料の試算イメージ



手数料の試算イメージ



（２）来庁者・利用者駐車場の有料化に向けた検討について（基本方針２ No.3）

来庁者・利用者用駐車場の有料化については、平成27年（2015年）10月に策定した「来庁者・利用者用駐車場の有料化に関する考え方」に基づき、取り組みを進めてきました。この間、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、検討を中断していましたが、今後、未導入施設について有料化に向けた検討を行っていきます。

検討に際しては、受益者負担や駐車場管理の適正化の観点から、施設の特色や地域性を踏まえ進めることとし、現在、各施設ごとに、事業者へのサウンディング調査により、有料化に当たっての課題の抽出・解消などを進めているところです。

検討対象等

全ての市有施設を基本としますが、①主に障害のある方が利用、②駐車場の設置目的が送迎等による短時間利用、③日常的な市民の利用が想定し難い場合は検討対象外とします。

有料化の実施に当たっては、利便性・収益性・公共性・公平性の視点を踏まえ、利用状況など個別の事情も考慮します。また、料金設定は周辺駐車場の状況等を勘案しながら決定し、施設の利用実態等に応じて「利用料金の減免」や「無料時間帯の設定」も考慮するものとします。

（３）水道料金・下水道使用料の福祉減免制度の見直しについて（基本方針２ No.11）

昭和51年度（1976年度）に制度化された福祉減免制度については社会情勢の変化などに鑑み、これまでから見直しの検討に取り組んできたところです。

なかでも生活保護世帯については、支給されている生活保護費のうち生活扶助費には光熱水費として水道料金・下水道使用料が含まれており、福祉減免により重複支給となる点について課題があることから、制度開始から48年が経過し、導入時からの社会情勢の変化や、他市での減免の実施状況等も踏まえ、課題の整理を進めています。

（４）福祉移送サービス共同配車事業の見直しについて（基本方針２ No.12）

障害者等に対し、タクシー運賃の概ね8割程度で移送サービスを提供する「福祉移送サービス事業」については、現在、共同配車センターに登録した事業所から配車サービスを受けることができます。

共同配車センターは、サービス利用者と提供事業者との「つなぎ役」を担っていますが、近年、利用者と事業者が直接連絡を取っており、配車実績は事業開始の平成16年（2004年度）から大幅に減少しています。このことから、共同配車事業については、一定の役割は果たしたものと考えられることから、関係団体との協議を進めるなど、事業の見直しに向け取り組みを進めています。

3. 実施時期等

年 月	内 容
令和 7 年 8 月	委員協議会に各改革課題の検討結果を報告予定
9 月	必要に応じ、定例月議会に関係条例改正案を提出
～令和 8 年 3 月	広報ひらかた等による市民への周知
4 月	見直しの実施

4. 総合計画等における根拠・位置付け

- ① 総合計画 計画の推進に向けた基盤づくり

計画推進 3 持続可能な行財政運営を進めます

- ② 行財政改革プラン 2 0 2 4



5. 関係法令・条例等

○使用料・手数料の点検及び見直し

地方自治法第225条（使用料の徴収）・第227条（手数料の徴収）

各公の施設の設置及び手数料に係る条例

○来庁者・利用者駐車場の有料化に向けた検討

地方自治法第225条（使用料の徴収）・第238条の4（行政財産の管理及び処分）

各公の施設の設置に係る条例

○水道料金・下水道使用料の福祉減免制度の見直し

枚方市水道事業給水条例、枚方市水道事業給水条例施行規程

枚方市下水道条例、枚方市下水道条例施行規程

○福祉移送サービス共同配車事業の見直し

道路運送法第78条（有償運送）